

多度津町農業委員会議事録

平成28年8月19日午前9時25分より午前9時59分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員(25名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 家 均
6番委員	堀 西 和 徹
7番委員	大 村 井 登 芳
8番委員	山 地 正 夫
9番委員	松 岡 安 男
10番委員	香 川 泰 篤
11番委員	大 谷 敏 則
12番委員	土 田 敏 雄
13番委員	三 野 敏 彦
14番委員	山 地 孝 雄
15番委員	塚 本 繁 造
16番委員	横 關 幹 夫
17番委員	矢 野 和 幸
18番委員	大 島 弘 弘
19番委員	中 津 德 久
20番委員	山 崎 義 行
21番委員	松 浦 俊 正
22番委員	藪 昌 子
23番委員	塩 入 達 彦
24番委員	篠 原 壽 雄
25番委員	

欠席委員(0名)

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長 おはようございます。
少し早いですが、ただいまより平成28年8月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
それでは、開催に当たりまして秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長 おはようございます。
連日厳しい暑さの中でございますが、農業委員の皆様方には農作業等を含めて暑さと非常に頑張っているわけでございますが、暑さ対策といえますか、体力の限界を配慮しながらの作業ということでございますが、そういう忙しい、厳しい暑さの中、またご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。オリンピックあり、高校野球あり、テレビとかの時間も大分かかわる時間が長い。また、オリンピックで暑さと熱帯夜と睡眠不足等々体調に非常に気を使う、年もあろうかと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。
それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は25名全ての皆様のご出席を賜っておりますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長 まず、署名委員のほうでございますが、慣例によりまして、私のほうより指名させていただきます。13番の土田委員さん、14番の三野委員さん、よろしくお願いをいたします。
それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを代表者の方よりお願いいたしたい。

13番委員 では、いつもの小委員会の現地調査の結果を報告します。
暑い中、全部で3つでしたが、全部もうてきました。現地調査した結果、別にとりたてて問題になるようなところは見当たりませんでしたので、ここで報告します。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案のほうにうつらせていただきます。

議案第1号 使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局、お願いいたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、次回の11月からの利用権設定で別の方との貸借の申請をいただいております。2番につきましては、この後の議案第3号の2番にありますように駐車場用地として転用予定となっております。

以上です。

議長

議案第1号、報告案件ということでよろしくご理解いただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由としては、農家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、工事着工は昭和50年1月4日、工事完了が昭和50年7月1日に完了しており、無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しておりません。今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

きのう、小委員会、三野さん担当の地元の人がおったんですけど。

あれは、田舎によくある……。

20番委員

建て継ぎの中の田んぼが残ったという。実は、今回、ここで今出てきたというのは、前の道路の関係で自分のところの宅地を詳細に調べよったところ無断転用が出てきたので、今回申請になったというふうに聞いてます。

議長

皆さんのほうから何かございましたら、ご発言のほどお願いします。

(異議なし の声あり)

異議なしですな。異議なしということで議案第2号、承認としておきます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由としては、分家住宅進入路となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、工事着工は平成24年8月1日、工事完了は平成24年8月31日に完了しており無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計1,900万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用の理由としては、駐車場用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、工事着工は平成28年10月1日、工事完了が平成28年12月1日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計50万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、2件につきまして今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言お願いします。

(なし の声あり)

なければ、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで議案第3号を承認といたします。

事務局

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

議案書の4ページをごらんください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。今回の申請は1件になります。

【議案第4号1番について議案書を基に朗読】

補足といたしまして、土地の所有者である●●●●は既に亡くなっております。相続人である●●●●からの申請になります。なお、こちらは次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

議長

議案第5号に関連しているということでございますが、一応議決をいただきたいのでお諮りいたします。

皆さんのほうからご意見等はございませんか。

(なし の声あり)

なければ、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

なしということで、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

では、議案書の5ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっています。

【議案第5号1番について 議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ということで、議案第4号、議案第5号、関連ということでございますが、議案第5号でわかりやすく出てきておりますが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ということで、議案第5号を承認いたしたいと思っております。

続きまして、報告案件としてその他、よろしく、事務局、お願いいたします。

事務局長

それでは、事務局よりご報告いたします案件が6点ございます。

1点目は相続届について、2点目は8月提出分農振除外申し出について、3点目は11月、12月更新分の利用権設定について、4点目は農業委員会業務必携について、5点目は利用状況調査及び荒廃農地調査について、6点目は農地集積及び農業委員会制度先進地視察についてでございます。

事務局

【その他6点について事務局より説明】

議長

それでは、これで閉会いたします。どうも長時間ありがとうございました。